1

出雲市危機管理指針

令和７年(2025)５月

出雲市

出雲市危機管理指針　目次

第１章　総則

第１　目的 …… 1-1

第２　定義 …… 1-1

第２章　市の責務

第１　基本的責務 …… 1-1

第２　計画と実施 …… 1-2

第３　職員の責務 …… 1-2

第３章　連携・協力

第１　市民の連携・協力 …… 1-2

第２　地域活動団体の連携・協力 …… 1-2

第３　事業者の連携・協力 …… 1-2

第４　関係行政機関等の連携・協力 …… 1-2

第４章　市の危機管理の基本方針

第１　事前対策 …… 1-3

第２　緊急対策 …… 1-4

第３　事後対策 …… 1-4

第５章　計画の策定

第１　出雲市緊急事態等対処計画 …… 1-5

第２　出雲市地域防災計画 …… 1-5

第３　出雲市国民保護計画 …… 1-5

第６章　出雲市危機管理推進会議 …… 1-5

第７章　出雲市危機管理本部会議 …… 1-5

参考 …… 1-6

第１章　総則

第１　目的

出雲市の危機管理の基本指針を定めることにより、危機に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって市民の生命・財産を守ることを目的とする。

第２　定義

１　危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」をいう。この指針では、これらの危機を「市民生活における脅威等によって発生する緊急事態（以下「事件等の緊急事態」という。）」、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」の三つに大別して定義する。

(1)　事件等の緊急事態

「事件等の緊急事態」とは、テロ、感染症、環境汚染など、「災害」や「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」以外の危機をいう。

(2)　災害

「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項で定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(3)　武力攻撃事態等及び緊急対処事態

「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。）第2条第2号及び第3号で定める「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第22条第１項の事態をいう。

２　危機管理

危機管理とは、「事件等の緊急事態」、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」から市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とし、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り、危機収拾後は、市民生活を平常に回復させることをいう。

３　市民

市民とは、市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。

４　地域活動団体

地域活動団体とは、自治会、自主防災組織、ボランティア団体その他の地域組織をいう。

５　事業者

事業者とは、市内において、営利又は非営利を問わず事業活動を営む者をいう。

６　関係行政機関等

関係行政機関等とは、市と連携・協力する自衛隊、警察、病院、大学等の国及び県の機関並びに全ての教育機関及び保育所等を言う。

第２章　市の責務

第１　基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市のすべての機能を発揮するとともに、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等と連携し、危機への対策を総合的に推進する。

第２　計画と実施

市は、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等の協力を得て、この指針及び法令に基づく「事件等の緊急事態」、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」に対処する三つの計画を策定する。また、それぞれの危機に対応するために、市において必要な細部計画を策定するとともに、危機に対処する業務継続計画を策定し、総合的な危機管理を実施する。

第３　職員の責務

職員は、常に危機管理意識の向上と危機対応に関する知識･技術の習得に努め、危機発生時には、直ちにその対策業務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第３章　連携・協力

第１　市民の連携・協力

1　市民は、さまざまな危機に備え、必要な知識･技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機に備えるための手段を講ずるよう努める。

2　市民は、危機に対する訓練等に積極的に参加し、危機に際して自発的な活動に心がけ、被害を最小限にとどめるよう努める。

3　市民は、危機に際して相互に連携するとともに、市及び地域活動団体等が実施する危機管理に積極的に参加・協力するよう努める。

第２　地域活動団体の連携・協力

1　地域活動団体は、さまざまな危機に備え、必要な知識･技術の習得機会を設け、地域の人材育成に努めるとともに、地域における自主的な危機対処計画を策定し、地域の安全性の向上に努める。

2　地域活動団体は、危機に対する訓練等に積極的に参画するとともに、地域における連携・協力を推進し、危機に際して地区対策本部の設置など速やかな対応に努める。

3　地域活動団体は、危機に際して市及び関係行政機関等が実施する危機管理に積極的に参加・協力するよう努める。

第３　事業者の連携・協力

1　事業者は、その設置又は管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その能力を活用して市及び関係行政機関等が実施する危機管理に積極的に協力するよう努める。

2　事業者は、地域社会の一員として、その地域における自主防災組織などが行う危機管理に積極的に連携･協力するよう努める。

第４　関係行政機関等の連携・協力

1　関係行政機関等は、この指針の目的に則り、それぞれの組織機能に沿った危機管理に努める。

2　関係行政機関等は、それぞれの組織機能に応じた危機管理が円滑に推進されるよう、相互に連携･協力するよう努める。

第４章　市の危機管理の基本方針

第１　事前対策

出雲市は、平常時から危機を想定して、その予防と知識や技術の習得を図る施策を推進し、「出雲市安全で安心なまちづくり条例（平成19年出雲市条例第52号）」に基づき、日頃から安全で安心なまちづくりに取り組むとともに、危機への緊急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期する。

１　防災安全部長

防災安全部長は、市長・副市長・教育長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機事案を掌理し、各部局及び行政センターの危機管理責任者を統括する。

また、防災安全部長は、地域における危機に対応するため、あらかじめ地区担当職員を選任する。

２　危機管理責任者

(1)　危機管理責任者

危機管理責任者は、各部局及び行政センターの長をもってあてる。

(2)　危機管理責任者の役割

「危機管理責任者は、平常時からそれぞれの部局及び行政センターにおける危機に関する情報の収集と予防及び知識と技術の習得に努めるとともに、市民、事業者、関係行政機関等との窓口になって横断的な連携体制を整え、各部局及び行政センターにおける危機管理対策の推進役を担う。

また、危機管理責任者は、それぞれの各部局及び行政センターにおける危機管理を推進するため、次の対策を実施する。

①　部局及び行政センター内における危機管理調整事務を担当する庶務担当課を指定する。

②　事件等の緊急事態に応じた初動体制を確立するため、所属課室に緊急対策チーム員を配置する。

③　各部局及び行政センターの所管業務に関係する事件等の緊急事態に対応するため、それぞれの事案ごとに各部局及び行政センターにおける細部対処計画を策定するとともに、この計画を所属職員に周知徹底し、危機管理意識と危機対応能力の向上に努める。

④　危機に直面した際、市民生活に最小限欠くことのできない各部局及び行政センターの所管業務を継続するため、それぞれの事案ごとに各部局及び行政センターにおける業務継続計画を策定するとともに、この計画を所属職員に周知徹底し、危機に際しても市民生活を維持するよう努める。

３　危機に関する調査･研究

各部局及び行政センターは、平常時から危機発生に関する要因･危険度･被害などについて調査･研究を行い、危機に対する予防･被害の軽減などの対策に反映する。

４　点検・確認の実施

各部局及び行政センターは、所管業務や情報連絡及び緊急体制の整備・点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

５　訓練・研修への取組

市は、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識･技術を習得するための研修などを企画・立案し、事前対策に積極的に取り組む。

また、訓練・研修には、市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等との連携･協力に重点を置くとともに、訓練後の検証も実施してその効果を発揮できるよう努める。

６　関係行政機関等との連携強化

市は、危機発生時に迅速かつ的確な緊急対策が実施できるよう、平常時から関係行政機関等

と連携を密にして、協力体制の構築と強化に努める。

7　地域活動団体及びボランティア団体等との協力体制の確立

市は、危機発生時に地域活動団体及びボランティア団体等が活動しやすい環境を整えるとともに、地域活動団体及びボランティア団体等との信頼関係を確立し、その自主性を尊重しつつ、連携･協力の体制づくりを推進する。

8　市民への情報提供

市は、市民と行政が一体となって危機に備えるためには、市民との情報の共有が重要であることから、危機管理に関する知識･技術をはじめ、危機に関する調査･研究成果などの情報も積極的に市民に提供する。

第２　緊急対策

市は、危機発生時には、被害や影響を最小限に食い止めるための緊急対策を実施する。緊急対策では、市の組織能力を最大限に発揮し、市民の生命の安全を確保することを最優先として迅速に対応する。

1　危機発生時の組織体制

市は、危機発生時には、危機の規模や被害等に応じて直ちに注意体制・準備体制・警戒本部体制・対策本部体制及び地区担当者の派遣等の必要な体制をとり、地区自主防災組織や関係行政機関等と連携し機動的・横断的に対応する。

また、危機の規模や被害の拡大等の状況に応じて、必要な組織体制に迅速に移行する。

なお、危機の状況に応じた初動対応を行うため、危機事案ごとに防災安全部長が必要に応じて指名する課室の緊急対策チーム員（職員）で構成する「注意体制・準備体制時の緊急対策チーム」を設置する。

2　活動方針の決定

市は、危機発生時には、注意体制・準備体制・警戒本部体制・対策本部体制等の各体制時において、速やかに必要な情報を収集･分析し、この結果に基づき的確な行動方針を決定する。また、これを周知徹底し、確実に緊急対策を実施する。

3　関係行政機関等と連携した緊急対策の実施

市は、危機発生時には、被害や影響を最小限に食い止めるために、市民、事業者、関係行政機関等と連携･協力して、人命救助・救急医療・消防活動、避難対応などの緊急対策を実施し、危機状況に迅速かつ的確に対応する。

4　自衛隊等への応援要請

市は、危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、所定の手続をもって、自衛隊や他の地方自治体等からの速やかな応援が得られるよう努める。

5　市民への情報提供

市は、危機発生時には、市民が必要とする危機に関する情報や避難情報、被害情報などを、あらゆる広報手段を活用して迅速かつ的確に提供する。

また、提供する情報は、市民の立場に立ってできる限りわかりやすい情報内容となるよう努める。

第３　事後対策

市は、危機の収拾後には、一日も早く市民生活を回復させるため、必要な支援を実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、市全体の危機管理能力の向上に努める。

1　市民生活の安定・復旧

市は、危機の収拾後には、市及び関係行政機関等は相互に協力して、被災者等の生活を援護し、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復興の促進に努める。

２　検証

市は、危機の収拾後には、危機管理全体について総合的な検証を行い、予防及び被害の軽減対策などの改善策を明確にし、計画、細部計画等にこの検証結果を反映させる。

第５章　計画の策定

市は、「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」、「出雲市国民保護計画」の三つの計画を関連づけて作成し、この指針の目的を実現するよう努める。

第１　出雲市緊急事態等対処計画

「出雲市緊急事態等対処計画」は、この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機に対処するための計画として、「出雲市危機管理推進会議」で策定する。

第２　出雲市地域防災計画

「出雲市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「出雲市防災会議」が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「風水害予防」、「地震災害予防」、「津波災害予防」、「事故等災害予防」及び「原子力災害予防」に区分し構成する。

第３　出雲市国民保護計画

「出雲市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び「島根県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に備えて、国民の保護のための措置の実施に関する計画で、「出雲市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

第６章　出雲市危機管理推進会議

出雲市における危機管理の総合的な推進体制を構築するため、「出雲市危機管理推進会議」を設置する。

この会議は、「出雲市防災会議」の委員をもって組織する。

「出雲市危機管理推進会議」は、「出雲市防災会議」及び「出雲市国民保護協議会」を兼ねることができる。

第７章　出雲市危機管理本部会議

出雲市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「出雲市危機管理本部会議」を設置する。

この会議は、本部長、副本部長及び委員をもって組織し、本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長、委員は市の各部局及び行政センターの長並びにその他市長が指定する職員（庁議メンバー）をもって充てる。

「出雲市危機管理本部会議」は、市が行う危機管理の基本方針と対策の決定及び計画の作成と細部計画の策定を行う。

参考

出雲市危機管理指針

○指針を構成する計画（第５章関係）

※事件等の緊急事態

「出雲市緊急事態等対処計画」

出雲市危機管理推進会議（出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会）

細部計画等：出雲市危機管理本部会議

※災害(自然災害･事故等災害)

「出雲市地域防災計画」

出雲市防災会議（出雲市危機管理推進会議・出雲市国民保護協議会）

細部計画等：出雲市危機管理本部会議

※武力攻撃事態等及び緊急対処事態

「出雲市国民保護計画」

出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議・出雲市防災会議）

細部計画等：出雲市危機管理本部会議

○出雲市危機管理推進会議・出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議と計画（第５章・第６章・第７章関係）

【出雲市危機管理推進会議･出雲市防災会議･出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議】

・事件等の緊急事態

・自然災害･事故等災害

・武力攻撃事態等及び緊急対処事態

１．出雲市危機管理本部会議において、上記の危機に対して課題を整理し､全庁的な議論・対応を行い、「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」及び「出雲市国民保護計画」の原案を策定する。

また、「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」及び「出雲市国民保護計画」の細部計画等を策定する。

２．出雲市危機管理推進会議（出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会を兼ねる。）において、「出雲市緊急事態等対処計画」、「出雲市地域防災計画」、「出雲市水防計画」及び「出雲市国民保護計画」を策定する。

※出雲市危機管理本部会議　本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

委員：各部局及び行政センターの長並びに市長が指定する職員